

空き家等及び空き家跡地の利活用の促進について

空き家等対策計画にある、空き家等及び空き家跡地の利活用を促進するため、以下のとおり施策を実施しました。

1. 「空き家・空き地バンク」サイトの充実

かに暮らし（定住・移住）発信サイト「KANISUKI（カニススキ）」内に掲載されている「空き家・空き地バンク」ページについて、利便性を向上させる以下の3点の改善を実施し、空き家等利活用の更なる促進を図りました。

- ①協力事業者が仲介する物件の物件台帳に、担当事業者と連絡先を記載することとし、利用者が事業者と直接コンタクトが取れるようにしました。
- ②物件の検索ページに、岐阜県宅建協会と全日本不動産協会のリンクを掲載し、バンク登録物件以外の可児市内の物件も探しやすくしました。
- ③物件検索機能をより充実させるため、「買う」「借りる」の選択肢を追加します。（今年度中に完成予定）

2. 税優遇制度等の周知

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除や長期譲渡所得の100万円控除制度は、空き家や空き家等跡地の利活用を促進に資する制度であるため、市ホームページに案内ページを作成し、周知を図りました。

なお、空き家に関連した情報の総合案内のページを市ホームページ内に新設しました。このことにより、空き家の相談会や各種助成制度等、利用者が知りたい情報に素早くたどり着くことができるようになりました。

【特例措置申請実績（令和4年2月時点）】

◆空き家の譲渡所得の3,000万円控除（空き家の発生を抑制するための特例措置）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	2件	2件	申請なし	4件	3件	3件

◆長期譲渡所得の100万円控除（低未利用土地等に係る特例措置）

年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	4件	5件